

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度 令和 5 年度 (変更)
計画主体	北海道美深町

美深町鳥獣被害防止計画 第5次

<連絡先>

担当部署名 美深町農務課農業グループ
所在地 北海道中川郡美深町字西町 1 8 番地
電話番号 01656-2-1641
F A X 番号 01656-2-1626
メールアドレス b-tikusan@town.bifuka.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、カラス類、ハト類、キツネ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	美深町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (ha)	額 (千円)
エゾシカ	南瓜	8.4	257
	デントコーン	2.2	10
	牧草	14.9	24
	ビート	2.3	28
	そば	8.5	1,357
	小麦	3.3	112
	小計	39.6	1,788
ヒグマ	デントコーン	2.5	83
カラス類・ハト類	南瓜	4.7	524
	ビート	3.0	—
	レタス	—	31
	キャベツ	0.3	—
	アスパラ	0.2	—
	小計	8.2	555
キツネ	なし	—	—
アライグマ	南瓜	2.2	120
	デントコーン	—	25
合計		52.5	2,571

(2) 被害の傾向

エゾシカ	町内全域に年間を通して多く出没し、近年は南瓜、牧草、そばを中心に食害や踏み荒らし被害が多く発生している。捕獲頭数は増加傾向だが農作物被害が高止まりしている。エゾシカの繁殖力の高さにより年々生息数が爆発的に増加している。これ以上の被害拡大を阻止するためにも、被害が多い地区や銃が使いづらい地区でのわなによる一斉捕獲などの柔軟な対策を講じる必要がある。
ヒグマ	例年多数の目撃情報が寄せられている。山間部での出没・目撃情報が多数を占めている。農作物被害ではデントコーンの食害や踏み荒らし等の被害が発生している。

カラス類 ・ハト類	町内全域に年間を通して出没しており、近年の農作物被害は南瓜、葉菜類（定植後の苗の損傷）や畜産農家の配合飼料の被害など増加傾向にある。
キツネ	町内全域に年間を通して出没しているが、農作物被害等は減少傾向にある。近年はスイートコーンや家庭菜園の食害等の被害が発生している。
アライグマ	町内全域に年間を通して出没し、捕獲頭数は年々増加している。捕獲場所は山間部の牛舎や倉庫等が多い。配合飼料などの食害以外に近年は南瓜の食害が多く被害額が増加傾向となっている。アライグマは繁殖力が高いため爆発的に増加しているため、農作物被害拡大を阻止するためにも被害が多い地区での一斉捕獲などの対策を講ずる必要がある。

（３）被害の軽減目標

指標		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
エゾシカ	被害額（千円）	1,788	1,520
	被害面積（ha）	39.6	33.7
ヒグマ	被害額（千円）	83	71
	被害面積（ha）	2.5	2.1
カラス類・ハト類	被害額（千円）	555	472
	被害面積（ha）	8.2	7.0
キツネ	被害額（千円）	0	0
	被害面積（ha）	0	0
アライグマ	被害額（千円）	145	123
	被害面積（ha）	2.2	1.9

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【エゾシカ】 ・鳥獣保護管理法第9条に基づく銃及びくくりわなを用いた許可捕獲の実施 ・有害鳥獣捕獲に対して補助10,000円／頭	【エゾシカ】 ・夜間の出没が非常に多く、農作物被害も夜間に集中しているため、農作物被害も高止まりしている ・農作物被害が多い地区には銃器が扱いづらい箇所もあるため、地区の状況によって銃器とくくりわなを使い分けて捕獲を行う必要がある ・捕獲に伴う農地への侵入について農家の理解・協力が必要

	<p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法第9条に基づく箱わなを用いた許可捕獲の実施 ・目撃情報があった場合は、注意看板の設置や猟友会の協力を得て、パトロールを実施 ・有害鳥獣捕獲に対して補助 33,000円/頭 	<p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンターの高齢化により今後銃器による捕獲等を実施できる担い手の不足が予想される ・箱わなの巡回について、人員不足の状況にあり、安定した人員確保が求められる
	<p>【カラス類・ハト類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法第9条に基づく銃及び箱わなを用いた許可捕獲の実施 ・有害鳥獣捕獲に対して補助 2,000円/羽 	<p>【カラス類・ハト類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地での出没増加傾向 ・近年生息数が増加傾向。被害が多い地区を中心に集中的な捕獲が必要。捕獲について、人員不足の状況にあり、安定した人員確保が求められる
	<p>【キツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法第9条に基づく銃及び箱わなを用いた許可捕獲の実施 ・有害鳥獣捕獲に対して補助 2,000円/頭 	<p>【キツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間の出没が多く、銃による捕獲にも限界がある ・箱わなの巡回について、人員不足の状況にあり、安定した人員確保が求められる
	<p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物に係る防除計画の確認を受け、箱わなを用いた防除を実施 3,000円/頭 	<p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地での出没情報も確認 ・捕獲頭数を増やすには、箱わなの保有数や防除従事者を増やす必要がある ・繁殖力が高いため被害が年々増加することが懸念される
防護柵の設置等に関する取組	<p>町の補助により平成22～24年度に整備を進めた。その後の整備は個々の対応としている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気牧柵は、漏電防止のため定期的な草刈が必要となり、細かな管理が求められ労力がかかる ・広大な牧草地やそばの作付地への防護柵設置については、撤去等の維持管理をするために多大な労力、経済的負担がかかり設置は難しい
生息環境管理その他の取組		

(5) 今後の取組方針

<p>鳥獣による農作物被害減少に向け、防護柵（電気柵）の整備推進と捕獲用トラップ増設等の捕獲対策、鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施する。 また、捕獲体制の充実を図るため、狩猟後継者育成対策の実施を推進する。</p>	
エゾシカ	<p>防護柵（電気柵）の整備を推進する。農作物被害減少に向け鳥獣被害対策実施隊による銃器及びくくりわなによる捕獲を実施。 農作物被害が多い地区の情報を鳥獣被害対策実施隊へ周知し集中的な捕獲を実施し農作物被害の減少を図る。</p>
ヒグマ	<p>鳥獣被害対策実施隊で「ヒグマ捕獲班」を編成し、被害防止に努める。農業被害、人的被害の防止のため箱わなの設置、捕獲に取り組む。</p>
カラス類・ハト類	<p>農作物被害が多い地区の情報を鳥獣被害対策実施隊へ周知し集中的な捕獲を実施し農作物被害の減少を図る。</p>
キツネ	<p>農作物被害減少に向け、鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施。</p>
アライグマ	<p>繁殖力が高く年々個体数は爆発的に増加している。農作物被害減少に向け、鳥獣被害対策実施隊で「アライグマ捕獲班」を編成し、安定した防除体制を整えるよう検討する。合わせて箱わなを増設し個体数減少に取り組む。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>美深町鳥獣被害防止対策協議会をもって有害鳥獣による農林業被害等に対し連携を図りながら、効果的な防止対策等について検討するとともに、美深町鳥獣被害対策実施隊を中心に有害鳥獣からの農林業被害減少に取り組む。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	エゾシカ ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟後継者育成対策、免許取得経費助成の継続 わな免許 経費の 1/2 以下 18,000 円／人 銃器免許 経費の 1/2 以下 50,000 円／人
5	カラス類・ハト類 キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 年度の取組継続 ・ 4 年度の状況を踏まえて効果的な対策を検討
6	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年度の取組継続 ・ 5 年度の状況を踏まえて効果的な対策を検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>近年の捕獲実績と被害額を踏まえ、農作物被害を減らすことができる捕獲数を想定し計画とした。</p> <p>エゾシカとアライグマは繁殖力が高く頭数が爆発的に増加しており、被害額が近年多い状況になっているため、捕獲頭数の大幅な増頭することと、合わせて、被害が多い地区での集中的な捕獲を実施し農作物被害の減少を図る。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ（成獣）	400	500	500
ヒグマ	5	15	15
カラス類・ハト類	100	200	200
キツネ	10	15	15
アライグマ	130	300	300

捕獲等の取組内容
<p>捕獲区域：美深町内全域とする。</p> <p>捕獲手段：野生鳥獣の捕獲は銃器（ライフル・散弾銃・空気銃）、くくり罠、箱わなにより駆除を行う。</p> <p>◆捕獲手段について 原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。</p> <p>◆捕獲の予定場所 原則として、道指定鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）は捕獲区域に含めない。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>エゾシカは通年農村地区を中心に広範囲に出没している。エゾシカは臆病な動物で近距離での捕獲は難しい。射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃の使用による捕獲を実施隊員に推奨し、効率的な捕獲を行う。</p> <p>（取組内容）</p> <p>捕獲手段：ライフル銃による捕獲（散弾銃等含む）</p> <p>実施予定時期：令和4年4月～令和7年3月</p> <p>実施予定場所：美深町一円</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
美深町全域	エゾシカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

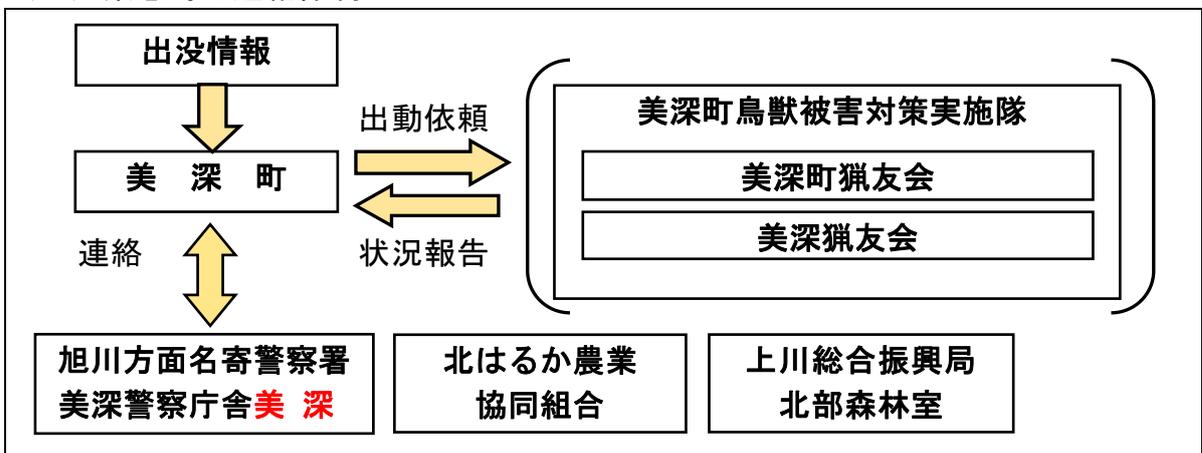
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～ 令和6年度	ヒグマ	収穫後の農作物（デントコーン等）の残渣の処理に対してすきこみを促すよう耕作者に周知等を行い、誘因物を適正に管理する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美深町	危険区域巡回、出没時駆除、付近住民への広報
旭川方面名寄警察署美深警察庁舎	出没現場整理、付近住民への広報
北はるか農業協同組合	農業者への連絡
上川総合振興局北部森林室	林業事業者への連絡
美深町鳥獣被害対策実施隊	非常時駆除協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・エゾシカについては、町内の一時保管施設（冷凍コンテナ）で保管し、湧別町のオホーツク地域化製場へ搬送し化製処理する。
- ・その他の鳥獣については、名寄市の廃棄物処分場に埋設処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

現在、食肉等の利用は進めてはいない。他市町村も含めた広域的な利用を検討する。

(2) 処理加工施設の実施体制

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	美深町鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割	
美深町営農集団連絡協議会	・ 侵入防止柵の設置・維持管理	
北はるか農業協同組合	・ 被害情報収集 ・ 営農集団との連携	
美深町鳥獣被害対策実施隊 (美深町猟友会), (美深猟友会), (わな免許取得者)	・ 捕獲従事者の統括 ・ 有害鳥獣の捕獲	
上川農業改良普及センター上川北部支所	・ 情報提供等	
上川総合振興局北部森林室	・ 情報提供等	
美深町	・ 協議会に関する連絡調整等 ・ 被害防止計画の作成 ・ 補助金の交付 ・ 被害情報収集	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上川総合振興局 (農務課・環境生活課)	情報提供、指導助言等
旭川方面名寄警察署 美深警察庁舎	鳥獣被害対策（交通事故対応、ヒグマ出没時巡回、警備等）

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

美深町鳥獣被害対策実施隊（平成30年7月設置）
地元猟友会等の銃、わな免許取得者計15名で構成（令和3年7月時点）
鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲を実施している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・電気牧柵の維持・補修など、管理の徹底。
- ・猟友会、関係機関等との協議及び、研究を重ね有効策の検討を行うとともに、農作物被害の減少、人的被害の未然防止、被害拡大防止に向けて取り組む。